

令和4年6月7日

伊丹市議会議長

加 藤 光 博 様

請 願 者

住 所 伊丹市西台2-4-10

渡辺ビル3階

氏 名 新日本婦人の会 伊丹支部

支部長 淡本 潤子

紹 介 議 員 日本共産党伊丹市議会議員団 上原 秀樹

「『女性差別撤廃条約選択議定書』のすみやかな批准を
国に求める意見書」の提出を求める請願

新日本婦人の会は、1962年の創立以来、平和と女性の人権・地位向上をかねて、ジェンダー平等の社会をめざして取り組んでいる国連NGOの女性団体です。

国連SDGs・17項目にもあるように、暮らしと平和・ジェンダー平等を求めるうねりが、世界中に広がっています。

世界経済フォーラムが発表するジェンダーギャップ指数で、日本は156カ国中、120位（2021年）になりました。日本は特に政治分野で147位、経済分野で117位と遅れが際立っており、課題はきわめて大きいと言わざるをえません。教育分野では92位と後退しています。

女性差別撤廃条約選択議定書は、女性差別撤廃条約の実効性を高めるために1999年の国連総会で採択され、締約国189カ国中114カ国の国が批准（2022年1月現在）しています。条約締約国の個人または集団が、条約で保障された権利の侵害を女性差別撤廃委員会に直接申し立てをすることができ、委員会が内容を審議し通報者と当事国に「見解」「勧告」を通知する制度を定めています。

女性差別撤廃条約の締約国は、「女性に対する差別を撤廃する政策をすべて適当な手段により、かつ、遅滞なく追及することに合意」しています。国連の女性差別撤廃委員会や国連人権理事会は、日本政府に対し、同条約選択議定書の批准を重ねて勧告しています。

政府の第5次男女共同参画基本計画は、「諸外国のジェンダー平等に向けた取り組みのスピードは速く、我が国は国際的に大きく差を広げられている。まずは諸外国の水準に追い付けるよう、これまでの延長線上にとどまらない強力な取り組みをすすめ、法制度・慣行を含め、見直す必要がある」としました。この立場にたって政府はただちに取り組むべきです。

市議会においても、「『女性差別撤廃条約選択議定書』の批准を国に求める意見書」を提出して下さるよう請願いたします。

請願項目

1. 「『女性差別撤廃条約選択議定書』のすみやかな批准を国に求める意見書」を提出することを求めます